

- 官庁施設は、多数の国民や地域住民が利用するため、安全な施設でなくてはなりません。また、災害時には災害応急対策活動の拠点あるいは近隣住民の避難場所等となることから、所要の防災性能を備えるだけでなく、常に維持する必要があります。
- 国土交通省では、官庁施設の防災性能に関して、“災害に備えるためにすべきこと”を「**官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック**」としてとりまとめました。
- なお、“発災時にすべきこと”については、従前より様々な指針、要領等があります。主なものを以下にまとめましたので、上記ガイドブックと併せてご活用ください。

災害に備えるためにすべきこと

(参考になる指針、要領等) 下線は次頁以降に補足有

- | | |
|------------------------|---|
| ○建物保全業務受注者との非常時対応の取り決め | 「 建築保全業務共通仕様書（平成30年版） 」 |
| ○業務継続計画（BCP）の作成 | 「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」 |
| ○被災情報伝達の事前準備 | 「官庁施設の被災情報伝達要領、被災情報伝達様式」 |
| ○建物の防災性能の確保・維持 | 「 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック 」（令和4年6月） |

発災時にすべきこと

(参考になる指針、要領等) 下線は次頁以降に補足有

- | | |
|-------------|---|
| ○発災直後の点検確認 | 「 発災時チェックシート 」
（「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」の付属資料） |
| ○被災情報の伝達 | 「官庁施設の被災情報伝達要領、被災情報伝達様式」 |
| ○設備機器に関する対応 | 「地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項」 |